５月１１日以降の遊興施設、遊技施設に対する休業協力要請

今後も、県外から人の流れが生じることによる感染拡大の恐れがあることから、特措法第２４条第９項に基づく「遊興施設」「遊技施設」への休業協力要請については、基本的には５月１１日以降も５月３１日まで継続する。

ただし、次の感染拡大防止対策（対策１～３）を講じる場合は、休業協力要請の対象外とする。

感染拡大防止対策

○対策１（ウイルスを持ち込まない）

・県外から来る方や、発熱等の症状のある方に対して、利用の自粛を呼びかける。
・発熱等の症状のある従業員は休暇を取得させる。また、国外や特定警戒都道府県等の感染拡大地域と往来のあった従業員は、帰県後２週間は自宅等で待機させる。

○対策２（ウイルスを広げない）

感染者が発生した場合に備えて、
・利用者の連絡先を把握する。
・又は、不特定多数のクラスター発生の懸念がある場合、店名等を公表（自主的又は県から）し、利用者に呼びかける。

○対策３（「３密」を回避する）

・「３密」回避策（右記参考）を講じるとともに、１～３の対策を実施していることを店舗に掲示する。

＋

「３密」回避策（主な事例）

○施設の環境整備

・消毒液の設置、手洗場のペーパータオルの設置
・定期的な換気、ドアや窓の開放
・テーブル、トイレ、ドアのハンドル等の共用部分の定期的な清掃、消毒（客の入れ替えの都度）
・キャッシュレス、対面する場のパーティション設置
・店内で大声を出さないようBGMや機械の効果音等を最小限とする　など

○来客数の制限等の措置

・来客数の制限（入場制限や誘導、予約制の導入等）
・座席数の間引き、個室や大人数の座敷使用を控える
・座席間のパーティション等の設置　など

○利用者への協力要請

・消毒薬の使用、検温の実施
・マスク着用（飲食の間を除く）
・大声での会話を行わないよう呼びかけ　など

○従業員の感染予防対策

・マスク着用（接客時を含む）
・私用も含めた県外や「３密」の場への外出自粛
・出勤時の検温等による体調管理の徹底　など